

令和5年3月17日

**原則を超えた日数の短期入所利用にかかる承認申請書について
(認定期間のおおむね半数以上が短期入所利用になる場合
もしくは短期入所を31日以上連続利用する場合)**

小野市高齢介護課介護保険係

短期入所サービスは、利用者の心身機能の維持または療養生活の向上と、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスであり、長期的利用を想定したものではありません。短期入所サービスの利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないという目安については、在宅生活の維持という観点からの目安で、「特に必要がある場合」には、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能とされています。

上記のことを踏まえ、本人の心身の状況や環境、家族の意向等を十分に勘案し、長期利用しないための検討を行うなど、適切な評価に基づき居宅サービス計画が作成されているか確認するため、また、給付適正化の観点から下記の書類の提出をお願いいたします。

【提出書類】

- ・ 原則を超えた日数の短期入所利用にかかる承認申請書
- ・ 居宅サービス計画書（第1・2表）の写し
- ・ 週間サービス計画表（第3表）の写し
- ・ サービス担当者会議の要点（第4表）の写し
（短期入所利用の必要性について議論したもの）

【提出の時期について】

- ・ 認定更新後、区分変更後
- ・ 申請区分が変更になった場合
- ・ 居宅介護支援事業所が変更になった場合

★（例）ショートステイの利用が連続31日以上となる場合

例1) 9月1日から9月30日までショートステイを30日利用

→プランを作成した時点での届け出は不要。ただし、やむを得ない事情などでの延長など、31日以上連続して利用が判明した時点で提出する。

例2) 9月1日から11月30日まで3か月利用

→連続31日以上の利用となるため、利用が判明した時点で提出する。

★（例）認定有効期間のおおむね半数を超える場合

例3) 「2泊3日のショートステイ⇄4泊5日で自宅での生活」を繰り返す

→認定有効期間と照らし合わせ、おおむね過半数を超えることが判明した時点で提出する

* 短期入所利用の継続が必要となる場合には、1年に1回提出をお願いしておりますが、今後は上記の場合のみとします。

* 提出が遅れた場合、介護保険の給付対象外になる場合があります。

【通知について】

・承認申請書の申請者（担当のケアマネジャー）

* 承認・非承認の通知を行いますので、書類の提出より1週間程度時間がかかります。余裕をもって提出いただきますようお願いいたします。

【取扱い開始日】

・令和5年4月1日

* 現在提出いただいております分の再提出は必要ありません。